

# 大阪市立堀江中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月10日制定  
平成30年4月 1日改訂

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という全体の共通認識のもと、

1. 自他ともに認めあう、豊かな心を持った生徒
2. 自ら学ぼうとする姿勢を持つ生徒
3. 規律正しい生活を営み、規範意識を持った生徒
4. 自らの将来を見据えた進路選択のできる生徒
5. 言葉を大切にする姿勢を持つ生徒

上記5項目の目指す生徒像を育成するため「堀江中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

### 《基本方針のポイント》

- ① いじめを絶対に許さない学級集団づくり
- ② 未然防止・早期発見のための教育相談体制の充実
- ③ 家庭、地域と連携した相談体制、指導体制の充実

## 3. いじめの未然防止についての取り組み

### 《基本姿勢》

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

- ① 学習規律の徹底を重視し、TTTや習熟度別授業を活用しながら個々の生徒にあわせたきめ細かい教科指導を充実させる。
- ② 授業の中でのグループ学習や発表の場面を増やし発表力や聞く力を育成する。
- ③ 公開授業や授業参観週間を設定し、教科指導スキルの向上に取り組む。

## (2) 自己有用感を高めるために

- ①生徒会活動を通じて、学校行事への生徒の主体的な参加を推進する。
- ②日々の教育活動や学級集団づくりにおいて、生徒ひとりひとりに役割を与えクラスの一員としての自覚を持たせる。
- ③リーダー育成を推進し、課題を抱える生徒の理解と支えあう集団づくりを進める。
- ④職場体験学習、フィールドワークなど体験的な学習を推進し社会性を養う。

## (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳教育や学級活動の充実を図り相手の気持ちを考えられる姿勢を養う
- ②命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組を推進する。
- ③「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる。
- ④外部講師などを活用し情報モラル教育をすすめる。

## 4. いじめの早期発見についての取組み

### 《基本姿勢》

いじめは、「大人が気づきにくく判断しにくい形」でおこなわれることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

#### ① 児童生徒観察の充実と情報の共有化について

学年会議をはじめとする諸会議において、生徒に関する情報交換を行う時間を十分に設定し周知徹底を図る。また日ごろから「生徒の情報交換が活発にできる職員室」を全職員が意識して生徒観察や情報の発信、共有を心掛ける。

#### ② アンケート調査の活用について

各学期末に「いじめに関するアンケート調査」および集計を行い、学年集会や全校集会、学級活動時に生徒に調査結果の内容や課題について説明を行うことにより、生徒にも「身近で許されざる問題」としての認識を持たせる。

#### ③ 家庭訪問、教育相談、学期末懇談の実施

定例として、毎年4月末から5月初めに学級生徒全員の家庭訪問を実施し、家庭での様子や保護者の心配事などを集約する。また6月と11月に学級生徒全員を対象とした教育相談、学期末ごとに学期末懇談を実施し、生徒観察と実態把握に努める。また、定例以外にも日頃から家庭連絡や家庭訪問を積極的に実施することにより、生徒、保護者との「人間関係づくり」を充実させる。

#### ④ スクールカウンセラーとの連携

毎週スクールカウンセラーが、生徒および保護者へのカウンセリング(予約制)を実施する。カウンセリングで得た情報についてはカウンセラーの判断により教師側にも伝えられ情報の共有をおこなう。

## ⑤ 外部機関との連携

特に暴力行為が含まれた事案や学校組織では実態把握や解決が困難な携帯電話等を使用したいじめ事案については学校長および教育委員会の判断において警察等の関係機関に相談することとする。また携帯電話の使用については保護者、生徒に様々な機会で「各家庭での使用上のルールの設定」など、持たせる側、持つ側の関係と責任について繰り返し啓発をおこなう。

## ⑥ いじめ相談窓口の周知について

長期休業前や授業参観時の懇談などで公的機関が作成したリーフレットを配布し、いじめ相談窓口の存在や活用についての啓発をおこなう。

# 5. いじめの早期解決についての取組

## 《基本姿勢》

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導をおこなう。

### ① いじめ事案の対応について

いじめを疑うような事案が発生した場合は校内に設置された「いじめ防止対策委員会」において、迅速な情報共有と指導方針の決定をおこなう。また教育委員会への報告は校長がおこなう。

### ② 全教職員が団結して問題解決に取り組む体制について

いじめ事案の対応は原則として「いじめ防止対策委員会」が中心となりおこなうが関係職員や被害生徒に関わりの深い職員も積極的に加わり、校長のリーダーシップのもと、その対応や方針にもとづき、いじめ事案の当事者すべてのケアができるよう情報の共有ときめ細やかな連絡相談、関係機関等の連携等の体制を構築する。

### ③ 被害生徒の保護、加害生徒への指導について

いじめを受けた被害生徒の保護については安全の確保や心のケアはもとより、被害生徒の思いに至り人権尊重の立場に立った保護をおこなう。被害生徒から聞き取る際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあるはず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情に留意する。また、生徒の個人情報の取り扱いには十分に留意して以後の対応をおこなっていく。被害生徒や保護者に対し、事実関係と徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、当該生徒の見守りをおこなうなど、被害生徒の安全を確保する。あわせて、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。被害生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラーや西区役所子育て支援室、こども相談センターなど関係機関の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報については適切に提供する。

いじめたとされる加害生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、いじめ防止対策委員会での検討結果をもとに、必要に応じてスクールカウンセラーや西区役所子育て支援室、こども相談センター、または西警察署などの関係機関の協力を得、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言をおこなう。

加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱いには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに対出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害生徒が自らいじめ行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的でおこなう。

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級や学年全体で指導や話し合う機会を設けるなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

#### ④ ネット上でおこなわれた、いじめ事案の対応について

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて大阪法務局または西警察署の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西警察署に通報し、適切に援助を求める。早期発見の観点から、日ごろの生徒たちの休み時間や放課後の雑談などにも注目する。また、地域や保護者と連携や専門機関による研修の実施等によりネット上のトラ

ブルの早期発見と対応力の向上に努める。さらに、生徒が悩みを抱え込まないよう、公的機関によるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことに重点を置き、その啓発に力を入れる。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

① (名 称) 大阪市立堀江中学校 いじめ防止対策委員会

(構成メンバー) 学校長、教頭、副校長、生徒指導主事、生活指導部長  
教務主任、学年主任

※事案に応じて担任あるいは部活動顧問などを加える。

(開催時期および回数) いじめ事案が発生または疑われたとき

(役 割)

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をおこなう。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有をおこなう。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、当該学年や部活動、または保護者との連携をおこなう。

② (名 称) 学年会議

(構成メンバー) 当該学年主任、担任、副担任

(開催時期および回数) 原則月1回

(役 割)

- ・いじめ防止対策委員会への報告と相談
- ・当該学年の生徒の実態把握、情報の共有
- ・道徳の授業の計画と実施
- ・当該生徒への支援と指導

③ (名 称) 生活指導部会

(構成メンバー) 生活指導部長、生徒指導主事、生活指導部配置職員

(開催時期および回数) 原則月1回

(役 割)

- ・いじめ防止対策委員会への報告と相談
- ・当該学年の生徒の実態把握、情報の共有
- ・当該生徒への支援と指導

## (2)年間計画

### ①アンケート調査および考察

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年4回(5月・6月・12月・3月)
- ・家庭訪問 年1回(4月下旬および5月上旬)
- ・教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査 年2回(6月・11月)

### ②研修会

- ・生活指導研修会(4月)

## (3)保護者や地域・関連機関との連携

- ①学校HP・学校だよりを活用した情報発信を進める。
- ②いじめに関する学校の取り組みは、学校協議会に報告し協力を得るように努める。
- ③必要に応じて、地域・関係機関に当委員会への参加を要請する。

## (4)取組内容の検証

- ①いじめ防止に関する取り組みは「運営に関する計画」に位置づけ学校評価の対象とする。
- ②取り組みについての評価は生徒、保護者、教職員のアンケートにより行い、結果を次年度への改善に生かす。

## 7.重大事案への対処

いじめ被害者の立場にたって、その真相究明と解決に向けて誠意をもってあたる。学校が把握した情報は被害生徒、保護者に余すことなく伝えるとともに必要に応じて公開もおこなう。

※ いじめ発見の際の情報共有、指導の流れ

